

千葉県聴覚障害者協会らいおん介護事業所 介護員養成研修

【 学 則 】

令和7年4月1日制定

事業の実施者の名称	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会
事業の実施者の所在地	〒260-0022 千葉市中央区神明町204-12
事業の目的・理念	介護保険法・障害者総合支援法により介護の充実が進む中、コミュニケーション障害を持つ高齢者や障害者は、言葉では的確に表現することができず、十分なサービスを受けられない状況がある。 このような状況にある高齢者・障害者も、尊厳ある自立した生活を送るため、聴覚障害者又は手話ができる健聴者の介護職員を養成する。
初任者研修の名称	千葉県聴覚障害者協会 介護職員初任者研修 (手話ができるヘルパー養成講座)
実施課程及び方法	介護職員初任者研修課程 通学
研修実施場所	講義：千葉聴覚障害者センター 演習：千葉聴覚障害者センター
研修期間	令和7年6月22日～令和7年10月19日 の23日間、130時間
受講対象者及び定員	介護職員初任者研修の受講申込書を提出し、所定の受講料を期日までに納めた者。 定員は20名。
研修カリキュラム及び担当講師	(1) 研修カリキュラム 別紙「介護職員初任者研修計画」の通り (2) テキスト等 公益財団法人 介護労働安定センター出版 改訂版介護初任者研修テキスト第1冊 改訂版介護初任者研修テキスト第2冊 改訂版介護初任者研修テキスト第3冊 改訂版介護初任者研修テキスト第4冊 介護初任者検収介護技術チェックシート 介護初任者研修 補助教材 (3) 講師 別添「講師一覧」のとおりとする。
研修参加費 (受講料・テキスト代等)	65,000円(テキスト代含む) ・受講料等支払書類到着後、指定の期日までに受講料等を納入する。 ・受講料納入確認後、教材を受講申込者に発送する。 ・教材受領後8日以内の解約申出は「クーリングオフ」を適用し、教材費実費を差し引いた受講料全額の返還を行う。
研修修了の認定方法	全カリキュラムの出席と修了評価試験合格(100点満点の70点以上)をもって修了とする。
研修欠席者に対する補講等の取扱	やむを得ず、欠席する場合は「欠席届」を提出する。 補講は、原則として、当事業所で実施する。 他の研修機関で受講(補講)した場合は、受講証明書を提出する。 その場合の費用は受講者の負担とする。

<b>修了証書等の交付</b>	千葉県介護員養成研修実施要綱に沿って作成し修了者に交付する。
<b>初任者研修事業責任者</b>	千葉県聴覚障害者協会 らいおん介護事業所 管理者 長谷川智恵子
<b>受講者の本人確認の方法</b>	受講申込受付時または初回受講時に免許証もしくは保険証等により確認する。
<b>その他、養成研修に係る留意事項</b>	原則として、遅刻・早退は認めない。
	会場までの交通費、昼食代等は自己負担。
	苦情・事故等が生じた場合には、下記窓口にて迅速に対応する。 苦情等の窓口 らいおん介護事業所 電話043-308-6372
	研修における個人情報について、厳正に管理を行う。